

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工事設計書

事業年度	令和 7年度	項	目	節
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款			
工事場所		京都市東山区円山町地内		
路線名又は河川名等				
工事名				
名勝円山公園事務所棟等撤去工事				
工期				
契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで				
事業課(所)名		単価 使用年月 令和 年 月		
みどり政策推進室				
歩掛適用年月		令和 年 月		
基準適用年月		令和 年 月		
主工種		単価 地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工事概要

施工面積				m2	500
旧事務所棟撤去	棟	1	旧水場撤去	棟	1
トイレ撤去	基	3	跡地整備	箇所	1

施工理由

本工事は、円山公園における旧事務所棟等を撤去することで、公園内の適正管理を促進するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工事費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内訳	工事価格	前回	円	円	円
	消費税相当額	前回		円	
支給品費		前回	円	円	円
		今回		円	

京都市 建設局

京都市

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年10月	
歩掛適用年月	2025年10月	
基準適用年月	2025年10月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	09:公園工事	
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金錢的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
公園施設等撤去・移設工	公園施設撤去工	旧事務所棟撤去	建築面積：35m ²		棟	467,600	施工費	
公園施設等撤去・移設工	公園施設撤去工	旧水場撤去	建築面積：8m ²		棟	78,200	施工費	
公園施設等撤去・移設工	公園施設撤去工	トイレ撤去			基	19,550	施工費	
公園施設等撤去・移設工	公園施設撤去工	跡地整備	C-40敷き均し、数量：20m ³		箇所	161,000	材工共	
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・伐根工	発生木材処分(幹)			t	1,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・伐根工	発生木材処分(根)			t	18,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	石処分	玉石等		t	20,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	木くず処分			t	28,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	陶磁器くず処分(瓦、ガラス等)			t	18,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	混合廃棄物処分(アスベスト含有)	外壁、石膏ボード等		t	40,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	廃プラスチック類処分			t	60,000	処分費	管理費区分T
公園施設等撤去・移設工	運搬処理工	がれき類処分			t	20,000	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	名勝円山公園事務所棟等撤去工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備		式	1				
公園施設等撤去・移設工		式	1				
公園施設撤去工		式	1				
旧事務所棟撤去	建築面積：35m ²	棟	1				
旧水場撤去	建築面積：8m ²	棟	1				
トイレ撤去		基	3				
コンクリート構造物取壊し (無筋)	構造物区分：無筋構造物、工法区分：機械施工	m ³	15				
コンクリート構造物取壊し (有筋)	構造物区分：鉄筋構造物、工法区分：機械施工	m ³	2				
跡地整備	C-40敷き均し、数量：20m ³	箇所	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
伐採・伐根	幹周30~60cm	本	2			(概) 集積・積込含む	
トラック2tによる公園外への運搬	トラック[普通型]2t積	台	1			(概)	
発生木材処分 (幹)		t	0.1				

設計内訳書（本01）

工事名	名勝円山公園事務所棟等撤去工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生木材処分 (根)		t	0.1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬 (無筋コンクリート)		m3	15				(概) 機械積込、土間Co 及び基礎Co含む
殻処分 (無筋コンクリート)		m3	15				土間Co及び基礎Co 含む
殻運搬 (鉄筋コンクリート)		m3	2				(概) 機械積込、土間Co 及び基礎Co含む
殻処分 (鉄筋コンクリート)		m3	2				土間Co及び基礎Co 含む
石運搬	玉石等	t	23				(概) 積込み・荷卸し含 む
石処分	玉石等	t	23				土間Co及び基礎Co 含む
木くず運搬		t	3				(概) 積込み・荷卸し含 む
木くず処分		t	3				
陶磁器くず運搬 (瓦、ガラス等)		t	4				(概) 積込み・荷卸し含 む
陶磁器くず処分 (瓦、ガラス等)		t	4				
混合廃棄物運搬 (アスベスト含有)	外壁、石膏ボード等	t	7				(概) 積込み・荷卸し含 む

設計内訳書（本01）

工事名	名勝円山公園事務所棟等撤去工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
混合廃棄物処分 (アスベスト含有)	外壁、石膏ボード等	t	7				
廃プラスチック類運搬		t	0.1				(概) 積込み・荷卸し含む
廃プラスチック類処分		t	0.1				
がれき類運搬		t	2				(概) 積込み・荷卸し含む
がれき類処分		t	2				
鉄スクラップ [°] 運搬		t	0.5				(概) 積込み・荷卸し含む
鉄スクラップ [°] 処分 ヘビーH1		t	-0.5				
非鉄スクラップ [°] 運搬 下銅		t	0.06				(概) 積込み・荷卸し含む
非鉄スクラップ [°] 処分 下銅		t	-0.06				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	10				
概略発注工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	名勝円山公園事務所棟等撤去工事				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 37.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 名勝円山公園事務所棟等撤去工事
工事場所 京都市東山区円山町地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木工事の仕様書、様式等」参照
請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考查項目「創意工夫」

において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第1条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関や関係者との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2条（文化財保護課との協議）

本公園は、名勝に指定されていることから、工事着手時に文化財保護課との協議が必要であるため、受注者はこれに応じること。

第3条（交通誘導警備員）

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工範囲	2名	交通誘導警備員 B 2名	昼 間	無

3 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 34.3\text{km}$
コンクリート殻 (有筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番ほか5筆	設計運搬距離 $L = 34.3\text{km}$
石 (玉石等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽石橋町249番地	設計運搬距離 $L = 9.0\text{km}$
木くず	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽石橋町249番地	設計運搬距離 $L = 9.0\text{km}$
陶磁器くず (瓦、ガラス等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽石橋町249番地	設計運搬距離 $L = 9.0\text{km}$
混合廃棄物 (アスベスト含有)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1	設計運搬距離 $L = 46.5\text{km}$
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区羽束師古川町233番地	設計運搬距離 $L = 14.0\text{km}$

がれき類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区深草神明講谷町29番地	設計運搬距離 $L = 9.0\text{km}$
------	---	------------------------------

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45番地	設計運搬距離 $L = 11.2\text{km}$
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町45番地	設計運搬距離 $L = 11.2\text{km}$

2 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
鉄スクラップ (鉄/ヘビーH1)	京都市南区上鳥羽鉢立町4番	設計運搬距離 $L = 7.0\text{km}$
非鉄スクラップ (下銅)	京都市南区上鳥羽鉢立町4番	設計運搬距離 $L = 7.0\text{km}$

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設 ②土工 ③基礎工(杭基礎等) ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他()	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

4 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考查項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 年末年始の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- 6 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 撤去作業においては、作業範囲をフェンスやメッシュシートを使用して囲うなどして、周囲の公園利用者に影響がないよう、安全に作業を行うこと。

箇 所 図

